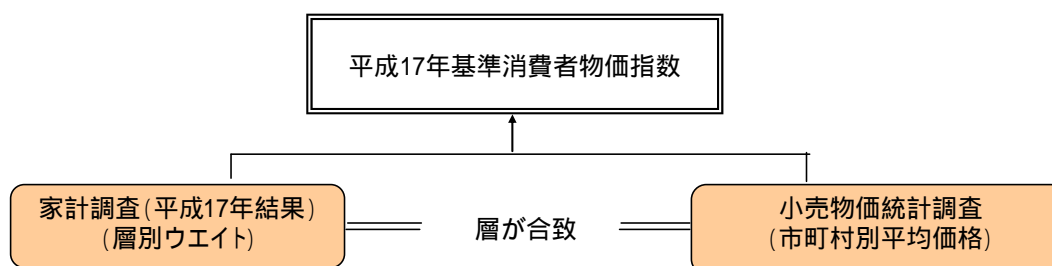


付録7 小売物価統計調査における調査市町村交替に対する 平成17年基準消費者物価指数計算上の取扱いについて

1 小売物価統計調査における調査市町村の交替

消費者物価指数は、全国の市町村を168に区分(層化)して実施している家計調査の支出金額(年平均結果)から層別ウエイトを作成し、当該層に対応する市町村において実施している小売物価統計調査から得られる価格を用いて作成している。



家計調査において、平成20年1月調査から標本設計を大規模に変更したため、小売物価統計調査においても家計調査の新しい層(以下、「新層」という。)に合致するように、調査市町村の再選定を行った。この結果、家計調査の標本設計変更前の古い層(以下、「旧層」という。)に基づいた調査市町村167市町村のうち、37市町村を廃止(廃止調査市町村)し、37市町村を新設、残りの130市町村については調査を継続(継続調査市町村)することとなった。

層とは、都市階級や地理的位置、産業的特色等による基準を定めて、全国の市町村を分類したものである。家計調査及び小売物価統計調査においては、各層から1市町村を選定して調査を行っている。ただし、沖縄県においては、復帰の際に旧琉球政府が実施していた小売物価統計調査をそのまま引き継いだため、小都市Aの一つの層で調査市町村を割り当てておらず、167市町村となっている。調査市町村交替の詳細については、小売物価統計調査ホームページ「小売物価統計調査における調査市町村の交替について」(<http://www.stat.go.jp/data/kouri/5.htm>)を参照。

2 消費者物価指数の計算における対応の必要性

小売物価統計調査においては、平成21年1月、同年9月、22年1月の3回に分けて調査市町村の交替を実施した。しかし、17年基準消費者物価指数は、旧層による家計調査17年平均結果による層別ウエイトと、当該層に対応する市町村における価格を用いて作成しているため、23年12月まで公表予定の17年基準指数については、理論的には旧層のウエイト及び価格を用いて計算する必要がある。

3 廃止調査市町村が属していた旧層のウエイトと価格の対応

小売物価統計調査において、新層から市町村を抽出したことにより、旧層からみて調査市町村が存在しなくなった層のウエイトと価格の対応関係（廃止調査市町村のウエイトに、どの調査市町村の価格を対応させるか）は、551 ページのとおりとした。対応させる市町村（以下、「代用元市町村」という。）の価格は、旧層内に含まれる他の市町村の有無、都市階級の整合性を重視しつつ、地理的位置や経済圏等も考慮し、選定した。

なお、廃止調査市町村においては調査終了に伴う価格代用の開始による断層が生じないよう、価格水準の調整を行った。代用開始後は代用元市町村の価格変動を代替することになる。また、都市階級別結果については、廃止調査市町村は旧層における旧都市階級に属するものとして集計した。

4 都市階級の変更への対応

継続調査市町村において、人口増加や市町村合併により、都市階級が変更となる市町村が存在する。都市階級が変更となる市町村一覧は 552 ページを参照。

なお、小売物価統計調査においては新しい都市階級に基づく価格取集数で調査を行うが、平成 17 年基準消費者物価指数においては旧層に準じ、旧都市階級に属するものとして集計した。

5 都市階級別の調査品目数の変更への対応

小売物価統計調査においては、調査市町村の都市階級に応じて、当該市町村において調査員が調査する品目数を定めている。新層に対応した都市階級別調査品目数の改正により、調査品目数が減少する（小都市 A 及び小都市 B）場合、当該市の価格データがなくなる。そのため、近隣の調査市町村の価格を当てはめる（以下、「価格代入」という。）ことで対応した。

なお、小都市 A 及び小都市 B においては価格代入を開始することによる断層が生じないよう、価格水準の調整を行った。

小売物価統計調査における調査品目（○：調査している、×：調査していない）

(変更前)

(調査区分)	品目	都市階級(は県庁市除く)				
		県庁市	中都市以上	小都市 A	小都市 B	町村
無印			×	×	×	×
					×	×
						×

(調査区分)

無印:全市町村調査

:市調査

:人口5万以上市調査

:都道府県庁所在市調査

「×」の箇所については価格がないため、従来から価格代入処理を行ってきたが、今回の変更により、価格代入処理の範囲が拡大する。

(変更後)

(調査区分)	品目	都市階級(は県庁市除く)				
		県庁市	中都市以上	小都市 A	小都市 B	町村
無印			×	×	×	×
				×	×	×
					×	×

(調査区分)

無印:全市町村調査

:人口5万以上市調査

:人口15万以上市調査

:都道府県庁所在市調査

廃止調査市町村とその価格の代用元市町村

都道府県	廃止調査市町村			代用元市町村（色付箇所は新設）			改正 時期
	コード	市町村名	都市階級	コード	市町村名	都市階級※	
茨城県	08204	古河市	小都市 A	08202	日立市	中都市	H21.1
茨城県	08321	友部町	町村	08235	つくばみらい市	小都市 B	H21.1
栃木県	09343	茂木町	町村	09366	藤岡町	町村	H21.1
埼玉県	11385	上里町	町村	11211	本庄市	小都市 A	H21.1
富山県	16381	小杉町	町村	16211	射水市	小都市 A	H21.1
静岡県	22213	掛川市	小都市 A	22210	富士市	中都市	H21.1
愛知県	23221	新城市	小都市 B	23210	刈谷市	小都市 A	H21.1
岡山県	33210	新見市	小都市 B	33203	津山市（H21.8まで）	小都市 A	H21.1
				33207	井原市（H21.9以降）	小都市 B	H21.9
香川県	37426	詫間町	町村	37204	善通寺市	小都市 B	H21.1
大分県	44381	佐賀関町	町村	44201	大分市	県庁市	H21.1
北海道	01334	木古内町	町村	01202	函館市	中都市	H21.9
北海道	01484	羽幌町	町村	01221	名寄市	小都市 B	H21.9
青森県	02363	尾上町	町村	02201	青森市	県庁市	H21.9
岩手県	03481	田老町	町村	03213	二戸市	小都市 B	H21.9
千葉県	12424	白子町	町村	12210	茂原市	小都市 A	H21.9
神奈川県	14321	寒川町	町村	14384	湯河原町	町村	H21.9
新潟県	15442	堀之内町	町村	15208	小千谷市	小都市 B	H21.9
山梨県	19362	鰺沢町	町村	19346	市川三郷町	町村	H21.9
長野県	20341	丸子町	町村	20208	小諸市	小都市 B	H21.9
滋賀県	25424	愛知川町	町村	25202	彦根市	小都市 A	H21.9
京都府	26201	福知山市	小都市 A	26202	舞鶴市	小都市 A	H21.9
京都府	26441	大江町	町村	26202	舞鶴市	小都市 A	H21.9
兵庫県	28382	播磨町	町村	28501	佐用町	町村	H21.9
奈良県	29383	榛原町	町村	29363	田原本町	町村	H21.9
島根県	32405	大社町	町村	32205	大田市	小都市 B	H21.9
広島県	34421	本郷町	町村	34204	三原市	小都市 A	H21.9
福岡県	40363	津屋崎町	町村	40383	岡垣町	町村	H21.9
佐賀県	41425	白石町	町村	41201	佐賀市	県庁市	H21.9
栃木県	09205	鹿沼市	小都市 A	09202	足利市	中都市	H22.1
岐阜県	21212	土岐市	小都市 A	21203	関市	小都市 A	H22.1
静岡県	22462	春野町	町村	22130	浜松市	政令市	H22.1
愛知県	23206	春日井市	中都市	23201	豊橋市	中都市	H22.1
三重県	24442	明和町	町村	24204	松阪市	中都市	H22.1
大阪府	27208	貝塚市	小都市 A	27214	富田林市	小都市 A	H22.1
和歌山県	30205	御坊市	小都市 B	30203	橋本市	小都市 A	H22.1
福岡県	40425	筑穂町	町村	40217	筑紫野市	小都市 A	H22.1
宮崎県	45202	都城市	小都市 A	45203	延岡市	小都市 A	H22.1

※都市階級は新都市階級

注 平成20年12月で廃止となる岡山県新見市の代用元市町村は、廃止時期と新設時期の都合により、平成21年1月～8月は津山市の価格を用いた。平成21年9月以降はより適した井原市の価格を用いた。

小売物価統計調査において都市階級が変更となる市町村

都道府県	旧			新			改正 時期
	コード	市町村名	都市階級	コード	市町村名	都市階級	
青森県	02208	むつ市	小都市B			小都市A	H21.1
岩手県	03212	江刺市	小都市B	03215	奥州市	小都市A	H21.1
宮城県	04202	石巻市	小都市A			中都市	H21.1
秋田県	05207	湯沢市	小都市B			小都市A	H21.1
群馬県	10211	安中市	小都市B			小都市A	H21.1
富山県	16203	新湊市	小都市B	16211	射水市	小都市A	H21.1
山口県	35209	小野田市	小都市B	35216	山陽小野田市	小都市A	H21.1
長崎県	42385	田平町	町村	42207	平戸市	小都市B	H21.1
熊本県	43461	坂本村	町村	43202	八代市	小都市A	H21.1
鹿児島県	46208	出水市	小都市B			小都市A	H21.1
徳島県	36483	池田町	町村	36208	三好市	小都市B	H21.9
千葉県	12227	浦安市	小都市A			中都市	H22.1
新潟県	15201	新潟市	県庁市	15100	新潟市	政令市	H22.1
静岡県	22201	静岡市	県庁市	22100	静岡市	政令市	H22.1
静岡県	22202	浜松市	中都市	22130	浜松市	政令市	H22.1
岡山県	33201	岡山市	県庁市	33100	岡山市	政令市	H22.1
愛媛県	38202	今治市	小都市A			中都市	H22.1
福岡県	40207	柳川市	小都市B			小都市A	H22.1
沖縄県	47206	平良市	小都市B	47214	宮古島市	小都市A	H22.1

・都市階級が変更になる場合でも、平成17年基準消費者物価指数は、旧都市階級に属するものとして集計する。